

「TOKYO 多様な学びの場・居場所ナビ不登校の小中学生支援ポータル」 掲載要領（フリースクール等用）

7子企企第 181 号
令和 7 年 4 月 30 日

7子企企第 605 号 令和 7 年 10 月 17 日 一部改正

7子企企第 1110 号 令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

第 1 目的

「TOKYO 多様な学びの場・居場所ナビ不登校の小中学生支援ポータル」（以下「本ポータルサイト」という。）は、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が、必要なタイミングで、自分に合った支援や相談先などを探することができるよう、情報を一元的に発信するポータルサイトである。区市町村の不登校支援策や相談窓口、教育支援センター、フリースクール等、公的支援や民間支援について幅広く掲載するものである。

この要領では、本ポータルサイトにおけるフリースクール等に関する情報を掲載するページに係る事項を規定する。

第 2 掲載要件

本ポータルサイトには、次の 1 から 3 までの要件のいずれにも該当する施設に関する情報を掲載する。

1 施設に関する要件

東京都及び埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県（東京都に隣接する 4 県）に設置しているフリースクール等で、次の（1）から（3）までのいずれかを満たす施設であること

なお、本項における「基準日」とは、掲載申請年度初回の掲載申請においては 8 月 15 日を、以後の掲載申請においては、毎月末日をいう。

（1）基準日時点において、掲載申請年度の東京都フリースクール等利用者等支援事業助成金（以下「利用料助成事業」という。）の交付決定を受けている児童生徒の通所施設であること

（2）基準日時点において、掲載年度の東京都フリースクール等支援事業（以下「団

体支援事業」という。)の交付決定を受けている施設であること

(3) 利用料が無料のフリースクール等にあつては、基準日時点において、次のアからサまでの全ての事項に該当する民設・民営の通所型施設（法令等により設置・認可等がされている施設を除く。）であること

ア 不登校の児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として、活動している施設

イ 児童生徒の健全育成を図っている施設

ウ 不登校の児童生徒の在籍する学校及び在籍する学校が公立学校である場合にあっては、管轄の教育委員会との連携・協力体制が構築できる施設

エ 不登校の児童生徒の毎月の通所状況や活動内容等を、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付要綱に定める「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金フリースクール等への通所状況等報告書」により、当該児童生徒が在籍する学校に報告することができる施設

オ 学校の課業時間に開所している施設

カ 保護者等に対して、ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにするなど適切に情報提供を行っている施設

キ 施設運営者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者。）のみを利用対象としておらず、かつ、当該施設において、施設運営者の親族以外の児童生徒の通所がある施設

ク 本事業の実施に必要な範囲において、東京都によるヒアリング及び現地確認を承諾する施設

ケ 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していない施設

コ 施設の運営主体が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でない施設

サ 施設の運営主体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいない施設

2 施設の提供情報に関する要件

次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること

(1) 事業者が自ら管理するウェブサイトを有し、遅滞なく情報更新を行っていること。

ただし、SNS等のメディアプラットフォームでしか情報発信をしていない場合

は、掲載対象外とする。

(2) 次のコンテンツがウェブサイト等内に全て掲載されていること。

- ア 施設名称
- イ 受入対象学年（小学校・中学校・それ以上）
- ウ 活動場所（区市町村まででも可）
- エ 開所日時
- オ 料金体系
- カ 運営事業者情報（事業者名称・代表者・所在地等）
- キ 問合せ先

第3 掲載申請

1 新規掲載

本ポータルサイトへの掲載を希望する施設は、都が指定するフォームにより掲載申請を行うこと。

なお、掲載期間は、原則として、掲載申請年度の末日までとする。

2 継続掲載

本ポータルサイトが掲載申請年度の翌年度以降も運営される場合において、翌年度の4月1日から初回掲載申請における基準日までの間も引き続き掲載を希望するときは、第4 2（1）に定める定期確認の際に申し出ること。

3 変更申請

申請内容に変更がある場合は、速やかに申し出ること。

4 掲載の取下げ

事業の休止等、本ポータルサイトへの掲載が不要になった場合は、速やかに都に連絡すること。

第4 掲載情報の確認等

本ポータルサイトへの掲載を希望するフリースクール等の運営団体及び本ポータルサイトに情報を掲載しているフリースクール等の運営団体（以下「掲載団体」という。）は、都が行う次の内容確認等に応じること。

1 申請内容の確認

申請内容を確認するため、都は、必要に応じて、掲載団体に対して確認事項を提示した上で、次の方法により確認を行う。掲載団体は、都からの確認の求めがあった場合には、速やかに応じること。

- (1) 関連資料の提出要求
- (2) 代表者及び職員並びに通所児童生徒の保護者等へのヒアリング
- (3) 現地確認

2 掲載後確認

本ポータルサイトへの情報掲載後、掲載内容等を確認するため、都は、掲載団体に対して、次の(1)及び(2)を行う際に、確認事項を提示した上で、1の事項のうち必要な確認を行う。掲載団体は、都からの確認の求めに対し、速やかに応じること。

- (1) 四半期に一度程度実施する定期確認
- (2) 必要に応じて実施する随時確認

3 変更内容の確認

第3 3の変更申請があった場合は、1の規定を準用する。

第5 禁止事項

掲載団体は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 本ポータルサイトに掲載する情報(以下「掲載情報」という。)に関し、虚偽の情報を申請すること。
- (2) 本ポータルサイトを見て掲載団体のサービス等を利用する者に対し、不当な勧誘その他の不適切な営業活動を行うこと。
- (3) 本ポータルサイトに掲載されているという事実等を利用して、勧誘、営業その他の働きかけを行うこと。

第6 掲載情報の非公開等

1 掲載情報の非公開

次のいずれかに該当する場合、都は、掲載情報について、掲載団体への予告や掲載団体の承諾なく非公開とすることができる。

- (1) 第2に定める要件に該当しなくなった場合
- (2) 第4に定める掲載情報の確認等に応じない場合又は対応が不十分な場合
- (3) 本ポータルサイトへの掲載情報に虚偽があった場合
- (4) リンク先のフリースクール等のウェブサイトへの掲載情報に虚偽があった場合
- (5) 第5に違反した場合
- (6) その他、都が必要と認める場合

2 本ポータルサイトの運営中止

都は、掲載情報の掲載期間中であっても、掲載団体への予告を行うことなく、本ポータルサイトの運営を中止することができる。

第7 掲載団体に関する情報共有

都は、次の事項を確認するため、必要な範囲において、利用料助成事業及び団体支援事業に係る申請情報のうち、フリースクール等の運営団体及び対象施設等に関する情報（申請者及び申請児童生徒の個人情報を除く。）を取得することができる。

- (1) 第2に定める掲載要件に合致していることの確認
- (2) 第4に定める申請内容や掲載情報の内容等の確認

附 則

この規約は令和7年4月30日から施行する。

附 則

この規約は令和7年10月17日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

ただし、令和7年度からの継続掲載団体の、令和8年4月1日から令和8年度初回の掲載申請における基準日までの間の掲載に関することについては、なお従前の例による。